

司法書士

実践力Power Up講座
民法
無料体験冊子②

れっく**LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 263987

SU26398

P11

- Aがその子BにA所有の甲土地を遺贈する旨の遺言をした場合と、Cがその子Dに遺産分割方法の指定としてC所有の乙土地を取得させる旨の遺言をした場合との異同に関して

BがAよりも先に死亡した場合には、遺言による遺贈はその効力を生じないが、DがCよりも先に死亡した場合において、Dに子がいるときは、その子が乙土地の所有権を取得する。× [29-22-エ]

P13

- 養子である未成年者が実親の同意を得て法律行為をしたときは、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことはできない。× [27-4-イ]

- 未成年者がその法定代理人の同意を得ずに債権者に対しその債務を承認した場合には、法定代理人がその承認を取り消したときであっても、その債権の消滅時効は更新する。× [30-6-ウ]

- 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。○ [31-4-ア]

- A□ 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。○ [R6-4-ア]

- A□ 未成年者が特定の営業について法定代理人の許可を受けた場合には、その営業に関する法律行為については、行為能力の制限を理由として取り消すことができない。○ [R4-4-エ]

- 未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約を締結したAが甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しがBに無断であったときでも、Bは、当該取消しを取り消すことができない。○ [23-4-イ]

- 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、その未成年者は、その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に、その取消しの意思表示を取り消すことはできない。○ [27-4-ア]

- A□ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで法律行為をした場合には、当該未成年者は、法定代理人の同意がなければ行為能力の制限を理由として当該法律行為を取り消すことができない。× [R4-4-ウ]

- 教授： 表意者が一定の法律効果を意欲する意思を表示する行為を意思表示といいます、この意思表示の例としては、どのようなものがありますか。
- 学生： 契約の申込みと承諾、さらに、遺言があります。○ [22-6-ア]
- 教授： 債務の履行の催告は、意思表示ですか。
- 学生： 債務の履行の催告により、時効の完成が猶予されることがありますし、解除権の発生という効果が発生することがありますから、意思表示です。× [22-6-イ]
- 教授： 遺失物の拾得は、どうですか。
- 学生： 遺失物の拾得により、その物の所有権を取得するなどの効果を生じることがありますが、拾得者の意思に効果を認めたものではないので、意思表示ではありません。○ [22-6-ウ]
- 教授： 債権譲渡の債務者に対する通知は、どうですか。
- 学生： 通知をすることにより、対抗要件を具備することができるので、意思表示です。× [22-6-エ]
- 教授： 最後に具体的な例で聞きますが、賃貸マンションの所有者である甲が、「101号室入居者募集甲」とだけ書いた張り紙をマンションの入口に掲示して、入居者を募集する旨を表示することは、意思表示ですか。
- 学生： その張り紙を見た乙が、甲に入居したいと申し出ることによって、賃貸借契約が成立しますから、意思表示です。× [22-6-オ]

P14

- A□ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。○ [27-4-オ]
- A□ 未成年者は、その法定代理人の同意を得ないで、負担付贈与の申込みを承諾することができる。× [R6-4-ウ]
- A□ 未成年者は、法定代理人の同意を得なくても、債務の免除を受けることができる。○ [R4-4-ア]

P17

A□ 家庭裁判所は、本人の請求によっても後見開始の審判をすることができる。○ [R3-4-7]

P18

□ 成年被後見人が高価な絵画を購入するには、その成年後見人の同意を得なければならない、同意を得ずにされた売買契約は取り消すことができる。× [19-6-エ]

A□ 成年被後見人が成年後見人の同意を得てした行為は、取り消すことができない。× [27-21-ア]

□ 成年被後見人が成年後見人の同意を得てした不動産の取得を目的とする売買契約は、行為能力の制限を理由として取り消すことができない。× [R5-4-ア]

□ 成年被後見人がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができない。× [15-4-イ]

□ 成年被後見人が日用品の購入をした場合には、成年後見人は、これを取り消すことができるが、被保佐人が保佐人の同意を得ないで日用品の購入をした場合には、保佐人は、これを取り消すことができない。× [25-4-ア]

A□ 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為である場合には、これを取り消すことができない。○ [R2-21-ア]

□ 家庭裁判所は、成年被後見人について精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるとはいえずなくなったときは、職権で、後見開始の審判を取り消さなければならない。× [R3-4-ウ]

□ 配偶者の請求により保佐開始の審判をする場合には、本人の同意は必要ないが、配偶者の請求により補助開始の審判をする場合には、本人の同意がなければならない。○ [25-4-オ]

□ 保佐開始の審判をするには、本人以外の者が請求する場合であっても、本人の同意を得ることを要しない。○ [R5-4-エ]

P19

- A□ 被保佐人である共同相続人の一人が保佐人の同意を得ることなく協議で遺産の分割をしたときでも、保佐人は、その遺産の分割が保佐人の同意なくされたことを理由としてこれを取り消すことができない。× [30-22-オ]

P21

- 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に関し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることができる。× [15-4-ウ]

P22

- 成年被後見人が日用品の購入をした場合には、成年被後見人は、これを取り消すことができるが、被保佐人が保佐人の同意を得ないで日用品の購入をした場合には、保佐人は、これを取り消すことができない。× [25-4-7]

- A□ 家庭裁判所は、被保佐人の請求により、被保佐人が日用品の購入をする場合にはその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができない。× [R3-4-オ]

- 保佐人及び補助人は、いずれも、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。○ [15-4-オ]

- A□ 成年被後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、保佐人は、保佐開始の審判とは別に、保佐人に代理権を付与する旨の審判があった場合に限り、特定の法律行為についての代理権を有する。○ [25-4-イ]

- Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次の(ア)から(オ)までの記述は、Aが被保佐人である場合にのみ正しい。なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年被後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

BがAの法定代理人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならない。○ [29-4-オ]

- 保佐人は、保佐開始の審判により、被保佐人の財産に関する法律行為について被保佐人を代表する。× [R5-4-ウ]

P23

A□ 配偶者の請求により[保佐開始の審判]をする場合には、[本人の同意は必要ない]が、配偶者の請求により[補助開始の審判]をする場合には、[本人の同意がなければならない]。○ [25-4-オ]

□ 本人以外の者の請求により[補助開始の審判]をするには、[本人の同意がなければならない]。○ [R6-20-ア]

A□ [補助開始の審判]は、被補助人が特定の法律行為をするには[補助人の同意を得なければならない旨の審判]又は被補助人のために特定の法律行為について[補助人に代理権を付与する旨の審判]と[ともにしなければならない]。○ [R6-20-イ]

□ 借財をする事について[補助人の同意を得なければならない旨の審判がない場合]には、被補助人は、[補助人の同意を得ることなく、借財をすることができる]。○ [R5-4-オ]

P24

A□ [被保佐人が贈与]をする場合には、[保佐人の同意を得なければならない]が、[被補助人が贈与]をする場合には、[贈与をすることについて補助人の同意を得なければならない旨の審判がなければ、補助人の同意を得ることを要しない]。○ [25-4-エ]

A□ [保佐人]及び[補助人]は、[いずれも]、家庭裁判所の審判により、[特定の法律行為についての代理権を付与される]ことがある。○ [15-4-オ]

P25

- ☐ 家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、保佐開始の審判をすることはできない。○ [R3-4-エ]

A ☐ 後見開始の審判及び補助開始の審判は、いずれも、本人が請求をすることができる。○ [15-4-ア]

- ☐ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の四親等の親族は、その者について後見開始の審判の請求をすることができるが、当該能力が不十分である者の四親等の親族は、その者について補助開始の審判の請求をすることができない。× [25-4-ウ]

A ☐ 保佐人の同意を得ることを要する行為につき、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないのに同意をしない場合には、被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を求めることができる。○ [15-4-エ]

A ☐ 被保佐人Aは、その所有する甲土地を、保佐人Bの同意を得ずにCに売却した。この場合において、Aは、Bの同意がなくても、Cとの間の甲土地の売買契約を取り消すことができる。○ [30-4-ア]

- ☐ 成年被後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、保佐人は、保佐開始の審判とは別に、保佐人に代理権を付与する旨の審判があった場合に限り、特定の法律行為についての代理権を有する。○ [25-4-イ]

- ☐ Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次の(ア)から(オ)までの記述は、Aが被保佐人である場合にのみ正しい。なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年被後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

BがAの法定代理人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならない。○ [29-4-オ]

P26

A□ 未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約を締結した。Aが成年に達する前に、CがBに対し1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうか催告したにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しなかったときは、Aは、本件売買契約を取り消すことができる。○ [23-4-ア]

□ Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次の(ア)から(オ)までの記述は、Aが被保佐人である場合にのみ正しい。なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がBに対し1か月以内にその売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しないときは、その売買契約を追認したものとみなされる。× [29-4-ア]

いずれの場合も、追認したものとみなされる

A□ Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次の(ア)から(オ)までの記述は、Aが被保佐人である場合にのみ正しい。なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がAに対し1か月以内にBの追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その売買契約を取り消したものとみなされる。○ [29-4-イ]

Aが成年被後見人の場合は、意思表示の受領能力がないため、催告は意味を持たない

P27

A□ 未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約を締結した。本件売買契約を締結するに際し、AとCとの間でAの年齢について話題になったことがなかったため、AはCに自己が未成年者であることを告げず、CはAが成年者であると信じて本件売買契約を締結した場合に、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。× [23-4-ア]

□ 未成年者と契約をした相手方が、その契約締結の当時、その未成年者を成年者であると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかった場合には、その未成年者は、その契約を取り消すことはできない。× [27-4-ウ]

本肢の場合、未成年者は詐術を用いているわけではないので、未成年者は契約を取り消すことができる

A□ Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次の(ア)から(オ)までの記述は、Aが被保佐人である場合にのみ正しい。なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

Aが行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いて不動産を購入したときは、その売買契約を取り消すことができない。× [29-4-ウ]

いずれの場合も、取り消すことができない

□ 成年被後見人が契約を締結するに当たって、成年後見に関する登記記録がない旨を証する登記事項証明書を偽造して相手方に交付していた場合には、相手方がその偽造を知りつつ契約を締結したとしても、その成年後見人は、当該契約を取り消すことができない。× [19-6-オ]

本肢の場合、行為能力者であると相手方を誤信させたことにはならないので、取消権は否定されない

P29

A□ 不在者が管理人を置いていない場合においても、その不在者が生存していることが明らかであるときは、利害関係人は、管理人の選任を家庭裁判所に請求することができない。× [28-4-2]

不在者の生死が不明であることは、請求の要件ではない

P30

□ 家庭裁判所が管理人を選任した後、不在者が従来の住所において自ら管理人を置いた場合には、家庭裁判所が選任した管理人は、その権限を失う。× [28-4-3]

家庭裁判所が選任を取り消すことによって、管理人はその権限を失う

□ 不在者が管理人を置いた場合には、その不在者の生死が明らかでなくなったとしても、利害関係人は、その管理人の改任を家庭裁判所に請求することができない。× [28-4-1]

不在者の生死が不明となった場合、家庭裁判所は管理人を改任することができる

A□ 不在者Aが財産管理人Dを置いた場合において、DがA所有の財産の管理を著しく怠っているときは、家庭裁判所は、Aの生存が明らかであっても、利害関係人の請求により、管理人の任務に適しない事由があるとしてDを改任することができる。× [22-4-エ]

不在者の生死が不明となった場合、家庭裁判所は管理人を改任することができる

A□ 家庭裁判所が不在者Aの財産管理人としてDを選任した場合において、DがA所有の財産の管理費用に充てるためにAの財産の一部である不動産を売却するときは、Dは、これについて裁判所の許可を得る必要はない。× [22-4-イ]

処分行為に該当するため家庭裁判所の許可を要する

A□ 家庭裁判所が選任した不在者の財産の管理人は、保存行為であれば、裁判上の行為であるか裁判外の行為であるかを問わず、家庭裁判所の許可なくすることができる。○ [R2-4-エ]

□ 家庭裁判所が選任した管理人は、家庭裁判所の許可を得ないで、不在者を被告とする建物収去土地明渡請求を認容した判決に対し控訴することができる。○ [28-4-4]

保存行為に該当するため家庭裁判所の許可を要しない（判例）

P31

A□ 家庭裁判所が選任した管理人がその権限の範囲内において不在者のために行為をしたときは、家庭裁判所は、不在者の財産の中から、管理人に報酬を与えなければならない。× [28-4-5]

管理人に報酬を与えることができる が正しい

□ 家庭裁判所は、不在者の財産の管理人と不在者との関係その他の事情を考慮し、当該管理人に対し、不在者の財産の中から報酬を与えることも、与えないこともできる。○ [R2-4-1]

P32

□ Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。

Bの失踪宣告がされた場合、Bが死亡したものとみなされる7年の期間満了の時より前に、Aが、Bが既に死亡したものと信じて行ったBの財産の売却処分は、有効とみなされる。× [14-1-2]

7年の期間満了の時より前 → この時点でAはBの財産について無権利者である

A□ 生死が7年間明らかでないために失踪の宣告を受けた者は、失踪の宣告を受けた時に死亡したものとみなされる。× [R2-4-1]

A□ 不在者の生死が7年間明らかでないときは、利害関係人だけでなく検察官も、家庭裁判所に対し、失踪の宣告の請求をすることができる。× [R2-4-7]

失踪宣告の請求権者は利害関係人に限定されており、検察官は請求権者に含まれていない

P33

- Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。

Bの生死が7年以上不明の場合、Aは、Bの失踪宣告を得ることができるので、婚姻を解消するためには、失踪宣告の申立てをする必要があり、裁判上の離婚手続によることはできない。× [14-1-1]

- A□ 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受けた後に、AがEに100万円を貸し渡した場合、当該金銭消費貸借契約は、当該失踪宣告が取り消されなくても有効である。○ [22-4-7]

- A□ Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。

Bの失踪宣告がされた後、Bが生存していたことが判明した場合、Bの失踪宣告が取り消されない限り、Aは、相続により取得したBの遺産を返還する必要はない。○ [14-1-4]

- Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。

Bの失踪宣告がされた後、Bが家出した日に交通事故で死亡していたことが判明した場合、Bが死亡したとみなされる時期は、Bの失踪宣告が取り消されなくとも、現実の死亡時期にまでさかのぼる。× [14-1-3]

P34

- A□ Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。

Bの失踪宣告がされた後、Aが死亡し、その後にBの失踪宣告が取り消された場合、Bは、Aの遺産を相続することはない。× [14-1-5]

本肢の場合、Aの死亡時にBは生きていたことになるから

P35

- 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した銀行預金の大部分を引き出して費消した後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、それまでAの生存につき善意であったBは、現に利益を受けている限度において返還すれば足りる。○ [22-4-オ]

A□ Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された。

Bが生命保険金を費消した際にAの生存について善意であったとしても、遊興費として生命保険金を費消した場合には、Bは、保険者に対し、費消した生命保険金の相当額を返還しなければならない。× [18-5-ア]

遊興費 → 現存利益なし

A□ Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された。

Bが生命保険金を費消した際にAの生存について善意であり、かつ、生活費として生命保険金を費消した場合には、Bは、保険者に対し、費消した生命保険金の相当額を返還する必要はない。× [18-5-イ]

生活費 → 現存利益あり

P36

A□ Aの失踪の宣告によって財産を得たBがその財産を第三者Cに譲渡した後、Aの生存が判明したために失踪の宣告が取り消された場合において、Cが譲渡を受けた際にAの生存を知らなかったときは、BがAの生存を知っていたとしても、失踪の宣告の取消しはその財産の譲渡の効力に影響を及ぼさない。× [R2-4-7]

□ 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した不動産をCに売却して引き渡したが、その後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、当該売買の当時Aの生存につきBが善意であってもCが悪意であったのであれば、Aは、Cに対し、当該不動産の返還を請求することができる。○ [22-4-7]

□ Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された。
BがCに土地を売却した際にAの生存について悪意であったときは、Cが善意であっても、Aについての失踪宣告の取消しにより、Cは、当該土地の所有権を失う。○ [18-5-7]

P37

A□ Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された。

BがCに土地を売却した際、BとCがともにAの生存について善意であった場合において、CがAの生存について悪意であるDに土地を転売したときは、Aについての失踪宣告の取消しにより、Dは、当該土地の所有権を失う。× [18-5-4]

BC双方善意 → その後のDも土地を取得することができる

□ Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受け取るとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された。

BがCに土地を売却した際、BとCがともにAの生存について悪意であった場合において、CがDに土地を転売したときは、DがAの生存について善意であったとしても、Aについての失踪宣告の取消しにより、Dは、当該土地の所有権を失う。○ [18-5-4]

BC双方悪意 → その後のDも土地を取得することができない

P52

- 教授： 権利能力なき社団であるA団体の構成員の資格要件に関する規則を構成員の多数決で改正した場合には、承諾していない構成員も、これに拘束されますか。

学生： 構成員が意思に反してその地位を奪われることはありませんから、承諾していない構成員のうち、資格要件を改めたことにより構成員の地位を奪われることになる者は、その決議に拘束されることはありません。× [16-4-ウ]

- 教授： 権利能力なき社団であるA団体の構成員は、A団体を脱退するに当たって、自己の持分相当の財産を分割して払い戻すように請求することができますか。

学生： 権利能力なき社団の構成員には、財産の分割請求は認められません。ただし、構成員の間で特段の合意をしている場合には、財産の分割請求も認められます。○ [16-4-イ]

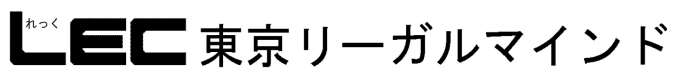
P55

- 教授： 権利能力なき社団であるA団体の代表者がA団体の創立 10 周年記念大会の開催費用に充てるために、A団体を代表して銀行から 500 万円を借り入れました。A団体がその返済をできなくなったときは、代表者や構成員に借入金の支払義務がありますか。

学生： A団体には法人格がないことから、債権者を保護する必要があり、代表者と構成員は、いずれも支払義務を負うことになります。× [16-4-ア]

- 教授： 構成員が死亡した場合には、その相続人が当然にその地位を承継して構成員になる旨を、権利能力なき社団であるA団体の規則で定めることは可能ですか。

学生： 権利能力なき社団では、構成員の死亡は社団からの当然脱退事由となりますから、A団体がそのような規則を定めることはできません。× [16-4-エ]



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26398